



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】 そうだ、弁護士に聞いてみよう！《解雇の金銭解決制度》



(田中) 今回のテーマの「解雇の金銭解決制度」だけど、聞いたことはあるかな？

(秘書) 少し前に新聞でも報道されていましたが、詳しい内容はちょっと分かりません。どのような制度なのか、教えてください。

(田中) 解雇の金銭解決制度は、雇用関係の解消と引き換えに、雇用主が解雇した労働者に対して金銭を支払って、解雇に関する紛争の解決を図る制度のことだよ。

(秘書) そんな制度、ありましたっけ？

(田中) いや。解雇の金銭解決制度は、これまで政府内で議論されてきたんだけど、まだ導入されたわけではないんだ。

(秘書) そうなんですね。

(田中) 規制改革会議が昨年3月25日に取りまとめた雇用終了の在り方に関する意見書を受けて、政府が昨年6月30日に閣議決定した「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」に基づき、雇用制度改革の一環として、厚生労働省が「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置して検討を進めることになったんだよ。

(秘書) 検討会では、解雇の金銭解決制度について、具体的にはどのようなことを議論しているのですか？

(田中) 例えば、労使間の解雇を巡る裁判において、解雇無効の判断がなされたとすると、元の雇用関係が維持され、職場復帰という流れになるんだけど、実際上、職場復帰はなかなか難しいんだ。

そこで、解雇無効となった場合に、労働者からの申し立てにより、職場復帰に代えて、雇用主が労働者に解決金を支払うことで解決を図る制度を導入すべきかどうか、検討会で議論しているんだ。

(秘書) 労働者側に選択権があるのなら、この制度を導入しても問題ないように思うんですが。

(田中) 今のところ、この制度の申し立ては労働者に限るとした案が議論されているんだけど、この制度の導入は経済界が求めてきたものだけに、雇用主サイドは概ね肯定的な意見なんだ。

他方、労働者サイドは「解決金さえ支払えば、解雇できる」という風潮が広まることや、将来的に雇用主側も申し立てができるようになってしまうことを危惧しているんだ。

(秘書) 解雇の金銭解決制度については、いろいろな意見があるんですね。

(田中) そうだね。検討会での議論は昨年10月に始まったばかりなので、今後の議論を注視していくかといけないね。

副所長・弁護士
田中 伸
(たなか しん)



※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください



加藤泰弁護士がこっそり教える「一太郎とWord」

秘書:この法律事務所では書類を作るときにWord以外に一太郎を使っている先生が多いですね。

加藤:そうだね。ジャストシステムの一太郎愛好家は今もこの業界には多いかな。

秘書:何か理由があるんですか。

加藤:やはり機能だね。漢字変換の差だよ。

秘書:私、Wordだけと特に不便を感じないなあ。

加藤:確かに最近はあまり大きな違いを感じなくなったね。以前はジャストシステムのATOKという日本語入力システムがずば抜けて良かったんだ。

秘書:法律事務所の文章ってちょっと特殊ですね。

加藤:そうだね。なかなか日常会話で使わない表現も多い。だから昔は外国製のワープロソフトはなかなか対応出来ていなかったんだ。

秘書:ふーん。そうなんですね。じゃあ今はどうですか?

加藤:僕はあまり気にならなくなつたね。ATOKとマイクロソフトのMS-IMEを

両方使っているけど。

秘書:2つ使っているんですか。それって混乱しません?

加藤:事務所のメインPCにはATOKが入っているけどその他のPCには入っていないからマイクロソフトのMS-IMEを使ってるんだ。使い方は大して変わらないから慣れたらそんなに混乱しないよ。

秘書:あれ、先生はWord派じゃなかったでしたっけ?

加藤:一太郎からWordに乗り換えたけど日本語入力システムはまだATOKを使っているんだ。こういう折衷派も弁護士には多いね。

秘書:なんかややこしいことしてますね…。



弁護士 加藤 泰
(かとうやすし)

第15回企業法務セミナー報告

「パート、派遣等非正規社員の雇用の注意点」



2015年11月26日(木)、山下江法律事務所主催
第15回企業法務セミナー「パート、派遣等非正規社員の雇用の注意点」を開催しました。

講師は、弁護士の笠原輔です。

今回のセミナーでは、パートタイマー、派遣労働者を中心に、非正規社員の雇用や、労務管理にあたっての具体的なポイントについてお話ししました。参加者様からは、「関心のあるテーマだったので参考になった」「法律解釈が分かりやすく、訴訟や損害賠償の話も聞けて大変ありがた

い。」「今後、雇用する際の参考になる」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大いに盛り上りました。

次回は3月24日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第30回

広島弁護士会の野球部に所属しています。
毎年3月頃から11月頃までは、毎週のように試合や練習をしています。

弁護士会野球部は、広島の草野球チームのリーグ戦に参加させていただいており、シーズン終盤の12月頃まで熱戦を繰り広げています。

また、弁護士会の野球部には全国大会があり、毎年真夏の炎天下の中、各地で予選が行われます。予選を突破できれば、全国大会に出場できるのですが、この大会が我々にとっての1年の一大イベントとなります。

普段はスーツを着て難しい顔をしている弁護士たちが、このように老いも若きも夢中になっていましたに白球を追いかけています。

東京や大阪など、都市部の弁護士には、甲子園に出場したり、東京六大学野球などに所属していた猛者が年々増加中であり、そのような大規模

弁護士 菲尾 健太郎

弁護士会野球部とは水を開けられている感は否めません。

しかし、試合中のバッターボックスでの高揚感は、私にとって普段どのような場面でも絶対に味わえない感覚です。

小学2年生からリトルリーグで硬式球を握り、かれこれ野球歴は26年になろうとしていますが、いまだに野球から多くのことを学んでいます。

まさに野球というスポーツは人生そのものだと思っています。



勝利を記念して1枚

事務局コラム 第30回 「体力は親ゆずり？」 今井 絵美

私の中学校には「50kmチャレンジ遠足」という名物行事がありました。文字通り50km歩く遠足です。平坦な道だけでもへとへとになるのに、折り返し地点は標高約1000mの山頂…。当然リタイアする生徒も出る中、3年間完歩できたことは自信になりました。大人になってからはフルマラソンを完走するなど身体を動かすことが好きです。

先日登山のお誘いをいただいたので西区にある宗箇山(三滝山)に初挑戦することになりました。宗箇山の標高は356m。これまでの経験から「この程度の高さなら…」とあなどり、3歳の娘も連れて行きました。山道があるのかと思いきや、ほとんど「けもの道」…一瞬で後悔しました。大げさでは

なく「娘を生きて帰さなくては…」と必死でした(笑)やっとこさたどり着いた山頂で口にした“普通の”鮭おにぎりの絶品なこと！！山の空気、枯れ葉を踏む音、鳥の声…
身体は疲れましたが心は癒やされました。

登山する3歳児、娘は新たな境地を見つけました。山登り、癖になりそうです。



けもの道に挑む



事務局通信

◆第16回企業法務セミナー・懇親会のご案内



当セミナー参加者は、1ヶ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。※懇親会も同時開催！
平成28年3月24日(木)
《セミナー》18:30～19:30
《懇親会》19:30～21:00

講師 弁護士 稲垣洋之

「従業員の解雇に関する留意点」

会場:TOWANI(中区上八丁堀4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(セミナーのみ参加 顧問会社様 無料、

一般 1名様につき 3,000円)

☞ 詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆交通事故被害者救済セミナーを開催しました

「顧客満足度を上げるために知っておきたい交通事故の知識」と題して、保険代理店様向けにセミナーを開催しました。弁護士久井春樹が講師を務め、大好評のうちに終了しました。☞ 山下江のブログ 8/27 をご参照ください。



◆一般社団法人はなまる相続創立(10月10日)

相続の専門家集団「一般社団法人はなまる相続」に、相続アドバイザー山口亜由美が理事長、弁護士加藤泰と相続アドバイザー今井絵美が理事として所属しています。



◆本体サイトをリニューアルしました！



弁護士を取り扱う範囲や趣味でフィルタリングできる機能もあります。

スマートフォンからも見やすくなりました。ぜひご覧下さい。<http://www.law-yamashita.com/>

☞ 山下江のブログ 9/27 をご参照ください。

◆日本マイクロソフト社のイベントに登壇

日本マイクロソフトのクラウド導入などを呼びかけるイベントが東京と広島で開催され、クラウドを導入した先進的事例として弊所が紹介され、所長山下江がパネリストとして登壇しました。



☞ 山下江のブログ 9/11 をご参照ください。

◆メンタルケア心理士2名誕生

このたび、弊所の秘書2名が医療福祉情報実務能力協会による「メンタルケア心理士®」試験に合格しました。



離婚問題などでお悩みの方に、気軽に相談して頂ける体制を整えていきます。

詳しくは、山下江法律事務所の離婚専門サイトをご覧下さい。<http://www.hiroshima-rikon.com/>



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL : 082-223-0695 / FAX : 082-223-2652 / E-MAIL : info@law-yamashita.com

予約電話受付：平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。